

横瀬町教育振興基本計画

(令和 2 年度～令和 5 年度)

互いを尊重し、
たくましく・楽しく、
生きる力を育む

(素案)

令和 2 年 月
横瀬町教育委員会

目 次

第1章 横瀬町教育振興基本計画の策定-----	1
1 計画策定の趣旨	
2 計画の位置づけ	
3 計画期間及び進行管理	
第2章 横瀬町の教育の現状と課題-----	2
第3章 横瀬町教育行政の基本方針-----	6
1 基本理念	
2 目標	
3 基本方針	
第4章 横瀬町教育行政の施策の方向性と主な取組-----	10
(1) 児童生徒の生きる力を着実に育む -----	10
(2) 質の高い学校教育を支えるための環境を整備する -----	13
(3) 横瀬町ならではの学校・家庭・地域・行政が一体となった 教育を推進する -----	14
(4) 生涯にわたる学びの支援並びに文化・芸術・スポーツの充実 に努める -----	16

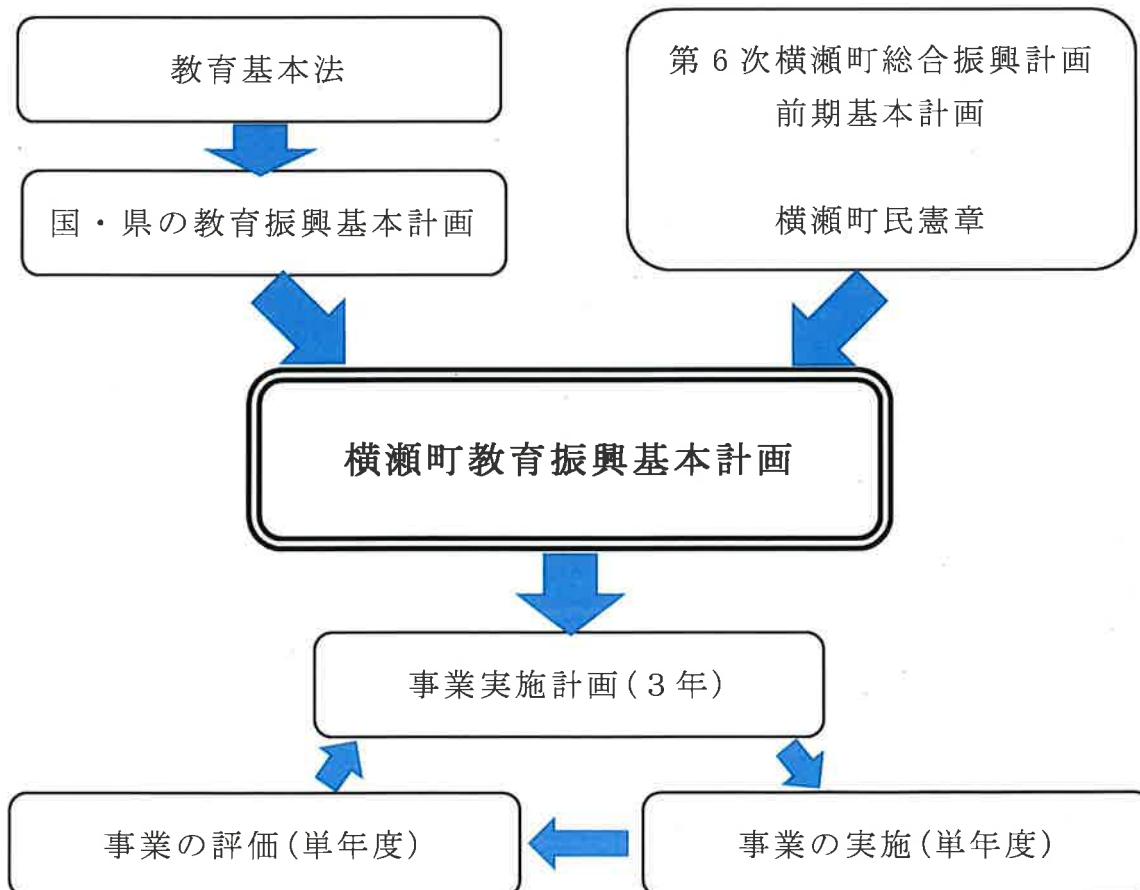
第1章 横瀬町教育振興基本計画の策定

1 計画策定の趣旨

今、我が国は、人生100年時代を迎えようとしており、急速な技術革新などにより超スマート社会やグローバル化が一層進んだ社会が実現されようとしています。また、少子高齢社会が到来し、生産年齢人口が急速に減少し、社会基盤の大きな構造的な転換も求められています。他方、未曾有の被害をもたらした東日本大震災を契機に命を守るために取組が加速するとともに、人ととのつながりの重要性が再認識されるなど人々の意識に大きな変化をもたらしました。そのような中、新しい知識、情報、技術があらゆる領域で活動の基盤となるいわゆる知識基盤社会で一人一人が活躍できる「生きる力」を確実に伸ばす教育が求められています。

本計画は、教育基本法の目的や理念に基づき、国や県の教育振興基本計画をふまえ、これまでの本町のよき伝統や地域性を活かした教育の振興を推進するために、ここに横瀬町教育振興基本計画を策定します。

2 計画の位置づけ



3 計画期間及び進行管理

(1) 計画期間

令和2年度から令和5年度まで(4年間)

本計画は、第6次横瀬町総合振興計画(前期計画)と連動させるため、同じ期間を計画期間とします。

(2) 進行管理

本計画に示された方針に基づき、3年間の事業実施計画により毎年事業の実施・評価を繰り返しながら行います。

第2章 横瀬町の教育の現状と課題

横瀬町は、次の特徴があります。

- ◎色彩豊かな美しい町。
- ◎多様な幸せがある町。
- ◎四季折々の美しい色彩豊かな景観があって、そこに温かい人の輪がたくさんある。
- ◎その一人一人はいろいろな人がいて、みな自分らしく幸せに生きている。

本町では、上記の特徴を活かして、子供から大人まで、障害のある方や高齢者など、全ての人と一緒に、変化の激しい時代に柔軟に対応し、「日本一住みよい町、日本一誇れる町」を実現することを目指しています。

現在の本町には現在約8,200人の方が暮らしていますが、将来的に人口は減少し続け、有効な対策を講じないと2040年には約5,000人、2060年には約2,600人まで人口が減少するとみられています(趨勢人口)。対して、本町では子育て環境の充実や移住促進など、人口減少を抑制する施策を講じることで、2040年時点では約6,500人、2060年時点では約5,400人の人口規模を維持することを目指しています(戦略人口)。



(まち経営課資料)

本町では、目指すべき将来ビジョンとして「日本一住みよい町、日本一誇れる町」を掲げ、最小の経費で最大の効果を挙げ、住民の幸福の最大化を図るための各種施策を推進していきます。その将来像に至るために、本町の理想の姿として、「Colorful Town (カラフルタウン)」を目標として定めてまちづくりを進めていきます。本町の第6次総合振興計画では、目標実現のために、以下の7つを施策の柱としました。

① 人づくり

切れ目ない子育て支援と教育の連携により、変化の激しいこれから
の未来を楽しく、たくましく生き抜ける人を育てます。

② 健康づくり

超高齢化社会、人生100年時代を見据えた予防と福祉を充実させ、
全ての人が健康に暮らせる、高齢者や障害のある方にとって優しい町
をつくります。

③ 安全安心づくり

防災、防犯、防火対策や、交通安全対策を推進し、子供から大人まで、
障害のある方や高齢者など全ての人が安全で安心に生活できる環境を
つくります。

④ 産業づくり雇用づくり

移住促進や、農業・商工業の振興を図ることで、ヒト・モノ・カネ・情報
が集まり続け、自分らしい多様な働き方や生き方が実現できる環境を整
えます。

⑤ 賑わいづくり中心地づくり

オープン・アンド・フレンドリーを町の特徴として、観光振興や、関係人口・交流人口の増加を図ることで、町に賑わいをもたらします。また、駅やコミュニティースペースなど町の主要施設を活用し、中心地として活性化を図ります。

⑥ 景観環境づくり

自然を大切にし、美しい景観と暮らしやすい住環境が整った、自然と共存する農ある暮らしを育みます。また、空き家対策や耕作放棄地の有効活用を進めます。

⑦ 人の輪づくり

温かい人の輪がたくさん生まれ続け、豊かな多様性が溢れる町を作ります。

上記のとおり、本町が目指す将来像を実現するためには、本町の教育的課題を整理し、子供から大人まで各世代の方、様々な立場の方などすべての町民の皆さまの課題に即した教育的対応が必要であると考えます。

幼児期では、核家族化による育児への不安、ひいては虐待行為まで乳幼児の親子関係に起因する諸問題など現代特有の課題があります。また、経済的な理由、発達障害等による子育てする上での課題もあります。課題解決のためには、親への教育、健やかに子供が育つ環境を整えることを含めた子育て支援と連携した幼児教育が必要です。

学齢期を含む青少年期では、義務教育による人間形成の基礎を育む期間にあたるため、社会がどんなに変化しようとも基礎的な知識や技能、思考力、表現力などの確かな学力を確実に身に着けること、他人を思いやるなどの豊かな人間性やたくましく生きるための健康や体力などいわゆる知徳体の不易の教育と、これから社会が求める人材を輩出するための新しい教育が求められています。そのためには、切れ目ない子育て支援と教育の連携も欠かすことはできません。また、ＩＣＴの普及などによる実体験不足、人とのコミュニケーションが取れない、社会の一員となるための準備期間として、自分の人生の目標や目的を持つためのキャリア教育、職業教育、親になるための教育、高校を中途退学などで社会からドロップアウトした青少年のためのセーフティネット整備の必要性など様々な課題があります。

青年期から壮年期については、働き盛りの社会人期にあたり、仕事中心の生活となるため人間関係が限定され、家族、友人、地域との絆が弱くなりが

ちです。また、不就労(ニート)問題などもあります。この世代の方が充実した生活を過ごすためには、様々なことに興味を持ち続け、挑戦することや地域コミュニティと関わり、常に学び続けることであり、体験学習や生涯スポーツの機会の提供、リカレント教育(学び直し)、地域活動、社会貢献活動、文化芸術活動などの支援などが重要になると考えられます。また、シニア層では、今までの社会経験を生かした活動や新たな挑戦ができるような機会の提供や支援が必要であると考えられます。

このように、生まれてから生涯を全うするまで人として生きるために、生涯にわたり好奇心を持ち続け、楽しく学び続けることが必要になります。そのためには、町民の皆さまの各ライフステージにおける生涯学習の意欲を高めることが重要であると考えます。

また、身体に障害のある方や様々な理由で特別の支援が必要な方がいます。

横瀬町に住む町民全員が、明るく元気に毎日を過ごすことができて、地域に温かい人の輪がたくさん生まれ続け、豊かな多様性が溢れる町を目指すためには、教育の果たす役割は非常に重要であると考えます。



第3章 横瀬町教育行政の基本方針

1 基本理念

色彩豊かな美しい町・多様な幸せのある町（カラフルタウン）という町政の基本理念に基づき、横瀬町民憲章や埼玉県教育行政重点施策をふまえ、次代を担う子供を育てる教育行政を推進する。

2 目標

互いを尊重し、たくましく・楽しく、生きる力を育む

3 基本方針

(1) 児童生徒の生きる力を着実に育む

学校教育において、児童生徒一人一人の個性と人格を尊重し、生きる力（確かな学力・豊かな人間性・たくましく生きるために健康と体力）を着実に育むとともに、主体的に学ぶ意欲、情報活用能力や非認知能力を高めます。

1 確かな学力の育成

- (1) 一人一人を確実に伸ばす教育の推進
- (2) 主体的・対話的で深い学びに向けた指導の充実
- (3) 伝統と文化を尊重し、グローバル化に対応する教育の推進
- (4) 時代の変化に対応する教育の推進
- (5) 小・中学校9年間を一貫した教育の推進

2 豊かな心の育成

- (1) 豊かな心を育む教育の推進
- (2) いじめ防止対策の推進
- (3) 不登校の未然防止と不登校児童生徒への支援
- (4) 生徒指導の充実
- (5) 道徳教育の充実
- (6) 人権を尊重した教育の推進

3 健やかな体の育成

- (1) 健康の保持・増進
- (2) 体力の向上と学校体育活動の推進
- (3) 危険を予測し、回避する能力の育成
- (4) 食育の推進

4 自立する力の育成

- (1) 進路指導・キャリア教育の推進
- (2) 幼児教育の推進

5 児童生徒一人一人の多様なニーズに対応した教育の推進

- (1) 特別支援教育の推進
- (2) 個別に支援を要する児童生徒への支援

(2) 質の高い学校教育を支えるための環境を整備する

児童生徒の生きる力を着実に育むため、教職員の資質・能力の育成や働き方改革の推進、校舎などの施設環境の充実に努めます。

6 学校における働き方改革、教育の質の向上の推進

(1) 教職員の負担軽減

(2) 教職員の資質・能力の向上

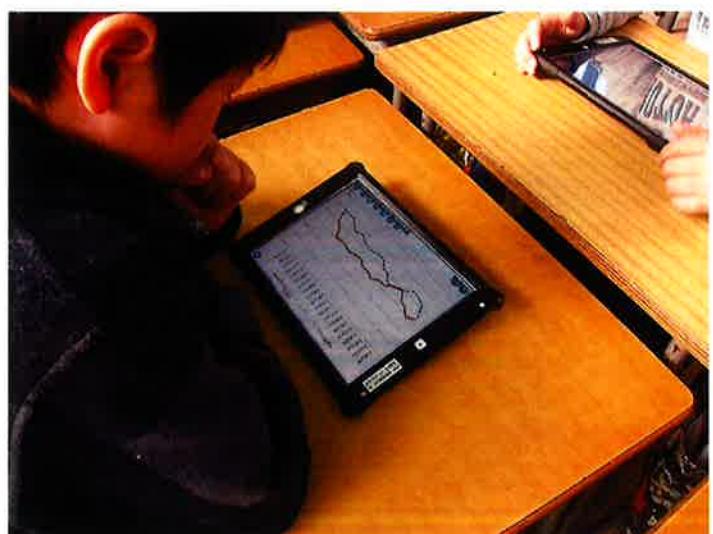
7 質の高い教育を支えるための環境の整備

(1) 小・中学校校舎の整備・充実

(2) 学習環境の整備・充実

(3) 児童生徒の安全・安心の確保

(4) 学校給食を支える安全な環境の確保



(3) 横瀬町ならではの学校・家庭・地域が一体となった教育を推進する
小・中学校一校ずつの特性を生かしての学校応援団、学校運営協議会制度によるコミュニティ・スクールを導入・活用して「地域とともに
にある学校」へと学校の質的転換を図ること、横瀬町だからこそできる
放課後の子供の居場所づくりを実施します。

8 家庭・地域の教育力の向上

- (1) 家庭教育支援体制の充実
- (2) 家庭学習・読書活動の習慣化
- (3) 幼少期に合わせた読書活動等の推進
- (4) 地域の教育力の活用

9 地域とともににある学校の推進

- (1) 実行委員会組織による学校応援団の実施
- (2) 学校運営協議会制度を導入したコミュニティ・スクールの実施
- (3) 社会に開かれた教育の推進

10 放課後等の子供の居場所づくり

- (1) 放課後等子ども教室事業の推進
- (2) 自主性を高める体験活動の推進

11 人権教育及び啓発の推進

12 国際交流事業の実施



(4) 生涯にわたる学びの支援並びに文化・芸術・スポーツの充実に努める

町民一人一人が、生きがいをもって学ぶとともに、学びの成果を様々な人と共有しながら、地域づくりに主体的に取り組み、町の活性化を目指します。

13 生涯にわたる学習機会の支援

- (1) 社会教育団体等の育成・支援
- (2) 町民会館・公民館活動の推進
- (3) 図書館事業の推進

14 文化芸術の振興と伝統文化の継承

- (1) 文化芸術の振興
- (2) 文化財の適切な保護・保存及び活用
- (3) 文化財保護施設等の充実

15 スポーツ・レクリエーションの推進

- (1) 生涯スポーツ・レクリエーションの推進
- (2) 社会体育施設の維持管理及び有効活用



第4章 横瀬町教育行政の施策の方向性と主な取組

(1) 児童生徒の生きる力を着実に育む

1 確かな学力の育成

具体的な施策と施策の方向性	主な取組
<p>(1) 一人一人を確実に伸ばす教育の推進</p> <ul style="list-style-type: none"> ・児童生徒一人一人の学力向上、個に応じた支援、きめ細かな指導を充実します。 ・児童生徒一人一人の学力の経年変化を確実に把握することにより、学力の向上につなげます。 	<ul style="list-style-type: none"> ○県・国等の学力・学習状況調査（学力テスト）の結果分析と活用 ○学級支援員、特別支援学級支援員の配置 ○夏休み短縮による授業時数の確保 ○自主学習ノートの活用（小4～6） ○ユニバーサルデザインの視点を取り入れた授業づくり ○ＩＣＴを活用した分かりやすい授業 ○教科充実等加配教員の活用
<p>(2) 主体的・対話的で深い学びに向けた指導の充実</p> <ul style="list-style-type: none"> ・わかる・できる授業のスタンダードの活用・改善、授業の7か条の推進により、児童生徒の思考力・判断力・表現力や主体的に学習に取り組む意欲を育てます。 	<ul style="list-style-type: none"> ○わかる・できる授業のスタンダード ○小・中学校授業の7か条の推進 ○学力向上推進委員会の開催 ○加配教員の活用（再掲）
<p>(3) 伝統と文化を尊重し、グローバル化に対応する教育の推進</p> <ul style="list-style-type: none"> ・伝統と文化を尊重し、郷土を愛する心を育てます。 ・小・中学校における外国語教育などを充実します。 	<ul style="list-style-type: none"> ○指定無形民俗文化財（3保存団体）の鑑賞・体験（中学校）や運動会での秩父音頭（小学校） ○異文化を知る研修の実施
<p>(4) 時代の変化に対応する教育の推進</p> <ul style="list-style-type: none"> ・外国語やその背景にある文化に対する理解を深め、情報や考え方を伝え合う能力を育成します。 ・児童生徒の学び合いにＩＣＴを効果的に活用し、協働して学ぶ力を育成します。 ・社会で生きて働くために必要な情報活用能力やリテラシーを育成します。 ・将来につながる現代的な諸課題について学びます。 	<ul style="list-style-type: none"> ○ＡＬＴと教員との協働授業の充実 ○タブレット活用による外国語（英語）授業の実施 ○中学生国際交流（海外派遣）事業の実施 ○国際交流（国内）事業の実施 ○教育ICTを活用した主体的・対話的で深い学びに向けた授業の実施 ○指導主事、学校教育指導員による授業指導、支援 ○児童生徒が将来に興味を持つキャリア教育の実施 ○プログラミング学習による論理的思考の育成 ○タイピング学習によるＩＣＴ技能の習得 ○主権者教育など現代的な諸課題の学習
<p>(5) 小・中学校9年間を一貫した教育の推進</p> <ul style="list-style-type: none"> ・小・中学校9年間にわたる児童生徒の学びと育ちの連続性を重視した教育を展開することで、学習意欲の向上や小学校から中学校への円滑な接続を推進します。 	<ul style="list-style-type: none"> ○小中連携推進委員会、合同研修会等による教職員の情報共有 ○家庭教育集中期間の取組（小学校） ○家庭教育心得3か条の取組 ○小中連携ウィークにおける、小・中学校教員相互の授業参観の実施 ○中学校教員による小学校への出前授業の実施 ○小中連携カリキュラムの作成・授業実施 ○ＩＣＴ活用に係る教職員研修の実施

2 豊かな心の育成

具体的施策と施策の方向性	主な取組
<p>(1) 豊かな心を育む教育の推進</p> <ul style="list-style-type: none"> ・様々な体験学習を通して、環境の変化に対応する能力や子供たちの豊かな人間性や社会性を育みます。 ・教育ICTを活用して、全教育活動を通し、自分の視点で考え正しく認識する力、変化を楽しみながら適応する力やコミュニケーション力などを育みます。 	<ul style="list-style-type: none"> ○学校内農地や地域の田んぼを活用した学校ファームの体験（小学校） ○社会体験チャレンジ事業の実施（中学校） ○3あ運動、規律ある態度の推進 ○ICTを活用したクラス運営の推進 ○横瀬町いじめ防止基本方針の推進 ○関係諸機関との連携 ○スクールカウンセラー・さわやか相談員の配置（中学校）
<p>(2) いじめ防止対策の推進</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「いじめ防止対策推進法・横瀬町いじめ防止基本方針」に基づき、いじめの未然防止、早期発見・早期対応に向けた組織的な取組を進めます。 ・いじめ・問題行動を防止するため、心理に関する専門性の高い人材の活用を含めた教育相談体制を充実します。 ・学級内の児童生徒の人間関係や学級の様相を確認し、指導に生かすためのテストを実施します。 	<ul style="list-style-type: none"> ○スクールソーシャルワーカー（SSW）の配置 ○学校生活支援システムの活用（Web-QUテスト） ○体罰調査の実施 ○生活（いじめ）アンケートの実施
<p>(3) 不登校の未然防止と不登校児童生徒への支援</p> <ul style="list-style-type: none"> ・児童生徒一人一人に応じたきめ細かな教育相談ができる体制を作ります。 ・学校生活環境の変化など様々な要因で発生する生徒の不登校の未然防止、早期発見・早期対応に向けた小・中学校の円滑な接続を推進します。 ・個々の不登校児童生徒の状況に応じた学習機会の確保に努めます。 	<ul style="list-style-type: none"> ○学校内の組織的対応と情報共有の充実 ○スクールソーシャルワーカーの活用 ○スクールカウンセラー、さわやか相談員、適応指導教室の情報共有と連携行動の推進 ○学校、教育委員会、子育て支援課との連携・協働の充実 ○適応指導教室の充実
<p>(4) 生徒指導の充実</p> <ul style="list-style-type: none"> ・児童生徒一人一人に対する理解に基づいた生徒指導を推進するとともに、小中・地域と連携・協働して指導体制を充実します。 	<ul style="list-style-type: none"> ○生徒指導連絡協議会の開催 ○小中関係諸機関との連携 ○民生委員児童委員との連絡協議会の開催 ○学校生活支援システムの活用（Web-QUテスト）（再掲）
<p>(5) 道徳教育の充実</p> <ul style="list-style-type: none"> ・道徳教育推進教師を中心とした指導体制を行い、様々な道徳的課題に児童生徒が向き合う「考え方、議論する道徳」を推進します。 	<ul style="list-style-type: none"> ○考え方、議論する道徳授業の推進 ○外部講師を招いての講演会（ユメセン等）の実施（小学校）
<p>(6) 人権を尊重した教育の推進</p> <ul style="list-style-type: none"> ・自分の人権を守るとともに他の人の人権を守ろうとする意識や意欲の向上を図るため、人権感覚を育成します。 ・様々な人権課題に対応した教育を充実します。 ・幸福学の研究成果を活用し、児童生徒の自己肯定感を醸成し、たくましく生きる力を育成します。 	<ul style="list-style-type: none"> ○人権教育推進委員会の開催 ○人権感覚育成プログラムの活用 ○人権月間の取組 ○人権作文、人権標語等の取組を実施 ○小6・中2児童生徒への幸福学授業の実施 ○幸福学プログラム（学習指導案）の作成と実施 ○教師向け幸福学研修会の実施

3 健やかな体の育成

具体的施策と施策の方向性	主な取組
(1) 健康の保持・増進 ・時代の変化とともに新たに生じる課題への対応を含め、学校教育全体を通じた体系的な学校保健を充実します。	○体力向上推進委員会の開催 ○口腔ケアの取組による虫歯予防の推進(小学校) ○食物アレルギー・アナフィラキシーに対応する教職員研修の実施
(2) 体力の向上と学校体育活動の推進 ・児童生徒一人一人の実態に合った体力の向上を図ります。	○横瀬町体力向上推進計画の策定 ○体力向上推進委員会の開催（再掲）
(3) 危険を予測し回避する能力の育成 ・児童生徒が自ら自分の命を守れるよう、危険を予測し回避する能力を身に付けさせます。	○避難訓練、引き渡し訓練の実施 ○防犯教室、交通安全教室の開催 ○防災教育の実施
(4) 食育の推進 ・「生きた教材」である学校給食を通して食に対する教育を行い、児童生徒に食の持つ重要性を身につけさせます。 ・栄養教諭の専門性を生かし、教職員と連携した授業を実施します。	○児童が育てた米を学校給食で活用 ○地場産物を活用した食に関する指導 ○学校応援団による食育事業の実施 ○栄養教諭による関連教科や特別活動等における食育授業の実施 ○児童生徒の食物アレルギーに個別対応した給食の実施

4 自立する力の育成

具体的施策と施策の方向性	主な取組
(1) 進路指導・キャリア教育の推進 ・学校において、家庭や地域・企業と連携して、各校の実態に即した進路指導・キャリア教育を推進します。	○学校内農地や地域の田んぼを活用し学校ファームの体験（小学校・再掲） ○社会体験チャレンジ事業の実施（中学校・再掲） ○ユメセンの実施（小学校・再掲） ○よこらぼの活用
(2) 幼児教育の推進 ・小学校教育への円滑な接続を図るため、教職員の合同研修会の開催、幼児と児童の交流活動を実施します。	○幼児教育研修会の開催。幼・小の交流会の実施 ○「3つのめばえ」の活用

5 児童生徒一人一人の多様なニーズに対応した教育の推進

具体的施策と施策の方向性	主な取組
(1) 特別支援教育の推進 ・障害のある児童生徒一人一人のニーズに応じて、その可能性を最大限に伸ばし、自立のために必要な力を育成します。	○就学支援委員会の開催。特別支援教育推進専門家チームの活用 ○特別支援学級支援員による指導の充実 ○教育支援プランA・B作成のため学校、家庭、関係機関との連携強化
(2) 個別に支援を要する児童生徒への支援 ・児童生徒の抱える様々な課題にきめ細やかな対応をします。	○子育て支援課との連携による個別ケース会議の開催 ○個のニーズに応じた支援籍の実施 ○支援籍学習、交流及び共同学習の実施 ○通級指導教室の活用

(2) 質の高い学校教育を支えるための環境を整備する

6 学校における働き方改革、教育の質の向上の推進

具体的施策と施策の方向性	主な取組
<p>(1) 教職員の負担軽減</p> <ul style="list-style-type: none"> 校務のICT化や教員の働き改革を実施し教職員のワークライフバランスを整え、子どもたちと向き合う時間を増やし、チーム学校として教育の質の向上を図ります。 	<ul style="list-style-type: none"> ○負担軽減に関する会議の開催 ○ICT活用による在校時間の管理と指導 ○学校事務員の配置 ○ノー残業デー、ふれあいデー、学校閉庁日の実施 ○横瀬町立学校における部活動方針の運用 ○専門スタッフ（スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカー、ALT、学級支援員等）の配置と活用 ○校務支援システムやグループウェアの導入 ○教職員のメンタルヘルスの支援
<p>(2) 教職員の資質・能力の向上</p> <ul style="list-style-type: none"> 経験の浅い教員への研修を充実します。 個々の教職員の授業を直接参観し、「わかる・できる授業のスタンダード」に沿って、より主体的・対話的で深い学習指導が各教室で実施されるよう指導します。 	<ul style="list-style-type: none"> ○初任・5年経験者等への体験研修の実施 ○小中連携公開授業等参観の実施 ○小中合同研修会の開催 ○学校訪問の実施（教育支援学力向上、指導主事・指導員・各校管理職によるOIT研修）

7 質の高い教育を支えるための環境の整備

具体的施策と施策の方向性	主な取組
<p>(1) 小・中学校校舎の整備・充実</p> <ul style="list-style-type: none"> 安全・安心で質の高い教育を実現するため、校舎の改築、改修及び機能改善を図ります。 将来的な負担を軽減するために、学校施設 	<ul style="list-style-type: none"> ○校舎改築、既存施設改修、外構整備等の小学校整備事業の実施 ○中学校校舎、設備等の施設利用計画の策定及び事業実施 ○学校施設用地（借地部分）の買収計画策定及び事業実施
<p>(2) 学習環境の整備・充実</p> <ul style="list-style-type: none"> 児童生徒が日常的に使用する学校施設の安全確保と機能充実を図ります。 教育ICTを小中学校に積極的に導入し最大限活用することにより、新たな学校教育環境を実現します。 	<ul style="list-style-type: none"> ○個別施設計画による計画的な維持管理の実施 ○定期的な点検・調査等により危険個所を把握し迅速な対応による事故の未然防止 ○施設のバリアフリー化の推進 ○調べ学習等で利活用できる教育ICTと連携した学校図書館の充実 ○教育ネットワークの整備と情報セキュリティの確保 ○普通教室をはじめ校内どこでも使える無線LAN環境の整備 ○児童生徒用パソコンの一人1台化の推進 ○司書教諭及び学校応援団による図書室の環境整備
<p>(3) 児童生徒の安全・安心の確保</p> <ul style="list-style-type: none"> 登下校時における児童生徒の安全を地域の方々の協力を得て見守ります。 日頃より児童生徒はもとより教職員に対して、防災や防犯意識を持たせることにより有事に備えます。 児童生徒の通学路の安全を確保するため、関係課所・機関との連携を図り、総合的な視点で、通学路や通学方法の改善に取り組みます。 	<ul style="list-style-type: none"> ○学校応援団による登下校の見守り活動の支援 ○小学生下校時刻の防災無線放送 ○通学路点検の実施 ○防災、防犯教育の実施（再掲） ○通学路点検の実施（小・中学校） ○関係機関との連絡調整の実施 ○スクールバスの運行 ○通学定期補助金交付事業
<p>(4) 学校給食を支える安全な環境の確保</p> <ul style="list-style-type: none"> 給食調理場の機能を維持し、安全で多様な食品を用いて、栄養バランスの整ったおいしい給食を提供します。 	<ul style="list-style-type: none"> ○給食調理場の維持管理計画の策定 ○機械設備の計画的な更新、修繕の実施 ○給食食材の地産地消の推進 ○特色のある安全な給食の提供 ○衛生管理の徹底

(3) 横瀬町ならではの学校・家庭・地域・行政が一体となった教育を推進する。

8 家庭・地域の教育力の向上

具体的施策と施策の方向性	主な取組
(1) 家庭教育支援体制の充実 ・県家庭教育アドバイザー等を活用し、小学校入学前の保護者への家庭教育に関する支援を行います。	○自主学習ノート（小4～6）の配布 ○家庭学習心得3か条 ○アウトメディアチャレンジ ○読書の質的量的目標の設定 ○子育てサークル（児童館）や就学時健診時の子育て講座の実施 ○「家庭学習のすすめ」による家庭学習取組の啓発
(2) 家庭学習・読書活動の習慣化 ・学校と家庭が連携して、児童生徒の学力の定着を図る環境づくりを行います。 ・幼児、児童生徒が読書に親しむための環境整備・推進体制を図ります。	○司書教諭及び学校応援団による図書室の環境整備(再掲)
(3) 幼少期に合わせた読書活動等の推進 ・幼児、児童の豊かな心の育成、読書の楽しさを知ることができる図書館事業を充実します。	○ブックスタート事業の実施 ○おはなし会の実施
(4) 地域の教育力の活用 ・地域人材並びに横瀬町で操業する企業の協力を得て、児童生徒の体験活動を支援します。	○学校応援団人材の登録 ○地域人材の協力による米作り・餅つき体験（小学校） ○教育週間における地域人材との交流授業の実施（小学校） ○鉱山会社の協力により武甲山見学（小6）の実施

9 地域とともにある学校の推進

具体的施策と施策の方向性	主な取組
(1) 実行委員会組織による学校応援団の実施 ・教育委員会が事務局となり、実行委員会を中心とした学校応援団組織により、小・中学校の授業・環境・見守りを支援します。	○学校応援団実行委員会、学校応援団コーディネーター連絡協議会の実施 ○学校応援団人材の登録(再掲)
(2) 学校運営協議会制度を導入したコミュニティ・スクールの実施 ・学校運営協議会制度を導入し、令和2年度よりコミュニティ・スクールを実施し、横瀬町の地域と共にある小中学校づくりを行います。	○町の特性を活かしたコミュニティ・スクールの運営 ○学校と住民との合意形成による学校経営の推進
(3) 社会に開かれた教育の推進 ・学校・家庭・地域・行政が連携し、社会に開かれた教育を推進します。	○ユメセンの実施（小学校・再掲） ○よこらぼの活用（再掲）

10 放課後等の子供の居場所づくり

具体的な施策と施策の方向性	主な取組
<p>(1) 放課後等子ども教室事業の推進</p> <ul style="list-style-type: none"> ・小1～2の児童を中心とした子供たちの放課後・長期休業の居場所づくりと様々な体験学習を通じて豊かな人間性を育むため、放課後等子ども教室を充実します。 	<ul style="list-style-type: none"> ○放課後等子ども教室の実施 ○放課後等子ども教室たよりの発行 ○様々な体験活動の実施 ○学童保育室との連携による体験活動の実施
<p>(2) 自主性を高める体験活動の推進</p> <ul style="list-style-type: none"> ・町内を中心とした講師を招いての様々な体験活動を実施し、児童の豊かな心、自主性の育成に努めます。 	<ul style="list-style-type: none"> ○子ども体験活動事業（公民館） ○放課後等子ども教室の実施（再掲） ○国際交流（国内）事業の実施（再掲）

11 人権教育及び啓発の推進

具体的な施策と施策の方向性	主な取組
<ul style="list-style-type: none"> ・学校等の関係機関と連携・協力し、児童生徒・保護者・住民の人権感覚、人権意識の向上に努めます。 ・リーフレットやポスター等を活用し、人権教育に関する普及・啓発活動に努めます。 	<ul style="list-style-type: none"> ○人権標語の募集・表彰・作品掲示の実施 ○各種研修会や講演会等の開催 ○各種事業において人権関連リーフレットの配布 ○ポスターの掲示等の広報活動

12 国際交流事業の実施

具体的な施策と施策の方向性	主な取組
<ul style="list-style-type: none"> ・中学生を中心として、国際感覚・国際理解を育み、グローバル化に対応できる人材の育成に努めます。 ・中学生を中心として、国内外での異文化交流・体験を通して、自らの地域について改めて学び気づくことにより、郷土愛が育めるよう努めます。 	<ul style="list-style-type: none"> ○中学生国際交流（海外派遣）事業の実施（再掲） ○国際交流（国内）事業の実施（再掲）



(4) 生涯にわたる学びの支援並びに文化・芸術・スポーツの充実に努める。

13 生涯にわたる学習機会の支援

具体的な施策と施策の方向性	主な取組
(1) 社会教育団体等の育成・支援 ・地域で活動する各種社会教育団体等の活動 ・育成等を支援し、青少年の健全育成や地域の生涯学習活動の推進に努めます。	○文化協会・子ども会連絡協議会・青少年相談員協議会・青少年育成横瀬町民会議等への補助金の交付
(2) 町民会館・公民館活動の推進 ・各種教室・講座、サークル活動や催し物を通じて、生涯学習活動の支援を行います。	○各種主催事業（講座・教室）の開催 ○子ども体験活動事業（再掲） ○町民の生涯学習の相談窓口・情報提供
(3) 図書館事業の推進 ・町立図書館は、身近な学習活動の場として、多くの図書を集め、気軽に立ち寄れる施設を目指します。 ・乳幼児から高齢者まで、本にふれあい、読書を楽しめるよう様々な企画や活動を行っています。	○特設コーナーの設置 ○読書感想文集の発行 ○ブックスタート事業（再掲） ○ポイントカード事業 ○夏休み子ども1日図書館事業 ○おはなし会（小学校・再掲）

14 文化芸術の振興と伝統文化の継承

(1) 文化芸術の振興 ・音楽祭の開催や音楽活動を支援し、音楽による町づくりを支援します。 ・町民文化祭を開催するなどし、各種文化芸術活動団体の支援を行います。	○ヨコゼ音楽祭の開催 ○月1まちかどコンサートの開催 ○町民文化祭の開催 ○美術館巡りツアーの実施
(2) 文化財の適切な保護・保存及び活用 ・各種文化財や歴史的資料等の適切な保護・保存と効果的な活用を推進します。 ・指定無形民俗文化財保存団体の支援を行います。	○企画展示等の実施 ○土曜ミュージアムトークの開催 ○文化財の活用方法の検討 ○民俗文化財後継者養成活動費助成事業の実施
(3) 文化財保護施設等の充実 ・歴史民俗資料館において、展示品・収蔵品等の適切な管理・保存に努めるとともに、資料館の環境整備等の運営の充実を図ります。 ・武甲山特殊植物園において、特殊植物の保護・増殖活動に取り組むとともに、植物園の適切な管理・運営に努めます。	○歴史民俗資料館管理運営事業の実施 ○武甲山特殊植物保護増殖事業の実施

15 スポーツ・レクリエーションの推進

<p>(1) 生涯スポーツ・レクリエーションの推進</p> <ul style="list-style-type: none">・スポーツへの参加機会の拡充と運動意欲の増進を図り、元気な町づくりにつながるよう努めます。・スポーツ推進委員の協力を得て、全世代を対象に各種スポーツイベント・レクリエーション活動を開催し、スポーツへの関心と運動意欲を高め、心身の健全な発展を促します。・町内のスポーツ活動を行う団体を支援します。	<ul style="list-style-type: none">○町民体育祭の実施○駅伝競走大会の実施○各種スポーツ教室の開催○町体育協会及び町スポーツ少年団の活動支援○体育施設利用団体の登録の推進○町民ハイキングの実施
<p>(2) 社会体育施設の維持管理及び有効活用</p> <ul style="list-style-type: none">・利用者が安全・安心に利用できるように、社会体育施設の維持・管理を行います。	<ul style="list-style-type: none">○町民グラウンドの整備及び維持管理○スポーツ交流館、学校体育施設開放における維持管理